

社会福祉法人 天和会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人天和会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び24条に基づき、役員及び評議員の報酬等(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3)報酬とは、社会福祉法45条の35項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受けとる財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000,000円以内とする

- 2 この法人の全監事は、年間400,000円以内とする。
- 3 各々の役員の報酬等は、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 4 個々の役員の報酬等は、別表 1 「役員及び評議員の報酬等」の定める額とする。
- 5 個々の評議員の報酬等は、別表 1 「役員及び評議員の報酬等」の定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を、旅費日当の規程に準じて支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等及び旅費は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程を持って、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月11日から施行する。

別表 1

役員及び評議員の報酬等

区分	報酬
理事長	15,000
役員	12,000
評議員	12,000

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を提出していない場合

区分	報酬
理事長	15,473
役員	12,379
評議員	12,379

日当は、源泉所得税込みであり源泉を差し引いて支払います。